

# まちなか再生への 取り組みについて

滑川市では、まちなかに住む人を増やし市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るため、『まちなか再生事業』を創設し、平成20年度から令和2年度までの13か年間にわたり実施しました。

下記の事業につきましては、今後も継続して取り組むこととして、期間を1年間延長し令和4年度までとしました。ぜひご活用ください。

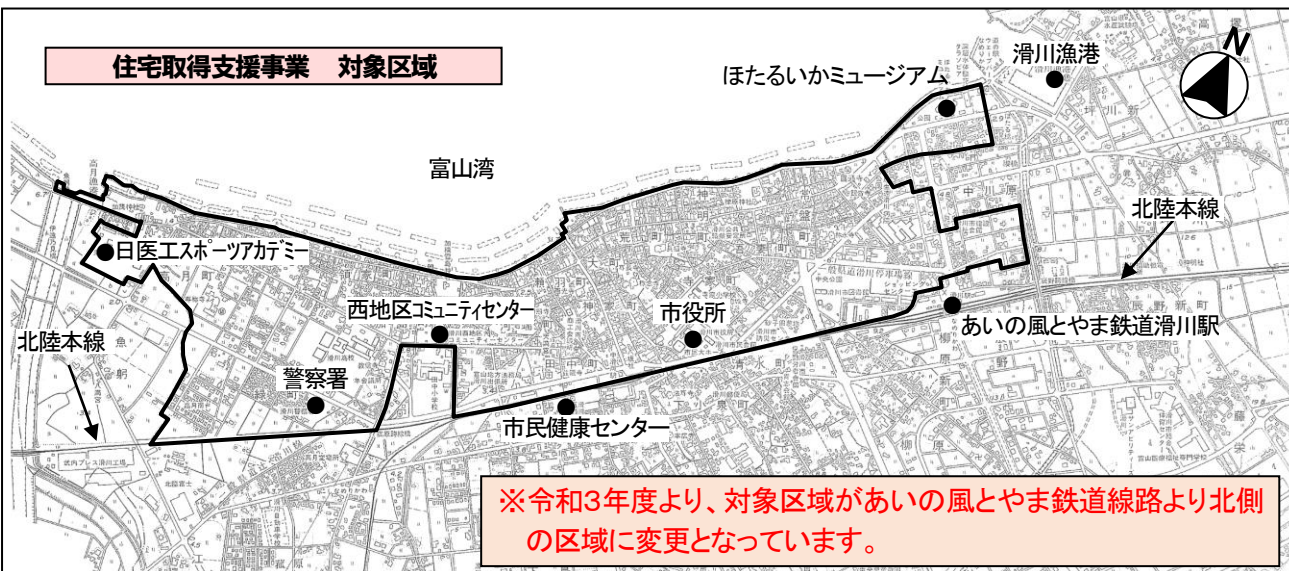


## ◆まちなか住宅取得支援事業

定住人口の増加を図り、魅力ある活力に満ちたまちづくりを推進するため、まちなか(=人口集中地区：次頁参照)区域以外に居住する方が、まちなかにおいて住宅を取得される場合に補助金を交付いたします。

	住宅の建設(購入)
主な交付要件	●住戸専用面積 75㎡以上 ●3年以上継続して居住される方 ●親族2人以上の世帯の入居 など
補助金額	金融機関等からの借入額の3/100 (限度額50万円)
申請時期	〈事業計画認定申請〉 建設着工前(購入の場合は契約前) 〈補助金交付申請〉 借入契約締結日から1年以内 ※着工前申請⇒借入金契約後申請と、2段階の申請となります。

### 住宅取得支援事業 対象区域



ぜひ、「まちなか再生事業」  
をご活用ください!



お問合せ  
〒936-8601  
富山県滑川市寺家町104 ☎ 076-475-2111  
まちづくり課